

## 訂 正 表

(初版第1刷用)

(公財) 不動産流通推進センター

5月発行の初版第1刷に誤りがありました。大変申し訳ございません。下記のように訂正いたしますので、誠に恐れ入りますが、ご確認・読み替えの上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

## ● 誤植及び脱字

| 該当箇所                         | 誤                            | 正                            |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| P. 69 14行目                   | 本章 <u>5.</u> の               | 本章 <u>6.</u> の               |
| P. 82 「31年度改正点」改正内容の最初の★の2行目 | 令和 <u>2</u> (2022) 年 4 月 1 日 | 令和 <u>4</u> (2022) 年 4 月 1 日 |
| P. 222 表題の2行目                | 施区域内                         | 施行区域内                        |

## ● ページ順の誤り

P. 211 は P. 215 の次に入るべきページでした。

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| P. 211 | (5. 固定資産を交換した場合の特例 の2ページ目)      |
| P. 212 | 2. 法人の土地譲渡益重課制度 (適用停止)          |
| P. 213 | 3. 交換・買換えの特例と圧縮記帳のしくみ           |
| P. 214 | 4. 平成21年及び平成22年に土地等を取得した場合の特例制度 |
| P. 215 | 5. 固定資産を交換した場合の特例               |
| P. 216 | (5. 固定資産を交換した場合の特例 の3ページ目)      |

## ● 「申告に必要な書類」「確定申告書に添付する書類」について

マイナンバー制度の導入により、住宅ローン控除 (P. 54、P. 57)、所得税額の特別控除 (P. 64、P. 72)、贈与税に関する特例 (P. 80、P. 93、P. 94)、譲渡所得の特別控除 (P. 171、P. 174、P. 178、P. 181、P. 183) 等の適用の申告の際、住民票の写しの添付は原則として不要となっています。また、平成31年4月1日以後の申告については、源泉徴収票の添付が不要となっています。